

## 平成18年度コミュニティソーシャルワーカー養成研修について（案）

- 1 目的 中学校区単位の身近な地域において、要援護者に対する「見守り・発見・相談・サービスへのつなぎ」機能を担い、高度な専門性と幅広い知識を有する「コミュニティソーシャルワーカー」を養成するため、本研修を実施する。
- 2 実施機関 社会福祉法人大阪府社会福祉協議会 大阪社会福祉研修センター
- 3 会場 大阪社会福祉指導センター（大阪府中央区中寺1-1-54）他
- 4 研修期間 平成18年6月～平成19年3月  
(研修日程については、別途お知らせします。なお、必修科目は9月頃からの予定です。)
- 5 研修科目 平成17年度実績は別添1のとおり、その内の15～19の必修科目の内容については、以下のとおりです。  
なお、1～14の科目は、社会福祉主事資格認定講習会と重複します。  
平成18年度についても、同様の内容を予定しています。

### ○15 大阪府の健康福祉課題(24時間)

#### 【研修の目標】

- 1 大阪の健康福祉課題を理解していただく。
- 2 大阪府及び最近の健康福祉施策について理解又は再学習していただく。
- 3 大阪の健康福祉課題を自発的に学習するとともに、各種の健康福祉施策等を組み合わせてサービスを活用し、主体的に要援護者やその関係者（家族・親族・友人等）に対する相談援助業務ができるよう身につけていただく。

### ○16 コミュニティソーシャルワーク技術論(24時間)

#### 【研修の目標】

- 1 要援護者支援のための地域住民の参画を得ながら展開する手法について理解していただく。
- 2 要援護者の地域ケアシステムの構築にあたっては、地域特性、関係者間のネットワークおよび住民参加方策の重要性について理解していただく。

### ○17 コミュニティソーシャルワーク技術演習(24時間)

#### 【研修の目標】

- 1 演習を通じて、要援護者やその関係者（家族・親族・友人等）、地域住民等とのコミュニケーションの取り方を習得し、相談援助業務の応用能力を向上していただく。
- 2 演習を通じて、具体的に人権の尊重、権利擁護、自立支援について理解し、さらに、地域における生活支援についても視野に入れた活動を身につけていただく。
- 3 個別指導及び集団指導のもとで受講生自身が学習し、考え、積極的に行動できるようその主体性を身につけていただく。
- 4 地域住民による地域福祉活動を通じて、要援護者の課題を解決する能力を高めていただく。

### ○18 人権(3時間)

#### 【研修の目標】

- 1 地域福祉を推進していく上での、人権の重要性について理解を深めていただく。
- 2 人権の視点から、援助する側、援助される側の関係を改めて確認・検証していただく。

### ○19 コミュニティソーシャルワーク現場実習(24時間)

「コミュニティソーシャルワーク現場実習」は、配置される地元の市町村の現場で実習することになり、受講される方が実習計画を立てて、各市町村における地域資源との「つながり」を作っていただくこととなります。

6 定 員 70人（なお、定員を超えたときには、平成18年度にコミュニティソーシャルワーカーとして配置される方を優先します。）

7 受講対象者と受講手続き

市町村からコミュニティソーシャルワーカー養成研修の受講者として推薦された者で、大阪府が受講を決定した者。

なお、過去の養成研修受講者の内、修了基準に達しなかった方については、今年度受講する際には再度推薦が必要になります。

受講科目については、別添2の「現有資格に基づく受講科目について」を参照してください。

8 修了基準 各科目において授業時間数の8割以上の出席があること。

9 修了証書 コミュニティソーシャルワーカー養成研修において履修すべき全科目を修了した場合、大阪府知事名で「コミュニティソーシャルワーカー養成研修修了証書」を交付します。

10 受講料 無料。ただし、科目によっては指定の講義図書購入があります。

11 その他 現有資格の社会福祉主事任用資格については、養成機関または講習会の課程を修了された方のみ推薦の対象となることがありますので、ご注意願います。

## 別添 1

## コミュニティソーシャルワーカー養成研修

番号	科 目	回 数	時間数	備考
1	社会福祉概論（原論）	（3時間×8回）	24	
2	社会福祉行政論	（3時間×4回）	12	
3	社会保障論	（3時間×6回）	18	
4	公的扶助論	（3時間×6回）	18	
5	老人福祉論	（3時間×5回）	15	
6	身体障害者福祉論	（3時間×3回）	9	
7	知的障害者福祉論	（3時間×3回）	9	
8	精神障害者保健福祉論	（3時間×3回）	9	
9	児童・家庭福祉論	（3時間×6回）	18	
10	地域福祉論	（3時間×4回）	12	
11	社会福祉援助技術論	（3時間×6回）	18	
12	生活保護制度演習	（3時間×5回）	15	
13	介護概論	（3時間×5回）	15	
14	医学一般	（3時間×5回）	15	
15	大阪府の健康福祉課題	-	24	※
16	コミュニティソーシャルワーク技術論	-	24	※
17	コミュニティソーシャルワーク技術演習	-	24	※
18	人権	-	3	※
19	コミュニティソーシャルワーク現場実習	-	24	※
計			306	

（注）※は必修科目とする。（99時間）

## 別添 2

## 現有資格に基づく受講科目について

番号	科目	現有資格				
		社会福祉士 精神保健福祉士 社会福祉主事任用資格者の内 養成機関または講習会の課程 を修了した者	介護支援専門員 5年以上保健師、看 護師の業務に従事し ている者	介護福祉士	保健師 看護師 (5年未満)	左記資格は無いが、ソー シャルワーク業務経験 が5年以上ある者
1	社会福祉概論（原論）					○
2	社会福祉行政論		△		○	○
3	社会保障論		△	○		○
4	公的扶助論		△	○	○	○
5	老人福祉論				○	○
6	身体障害者福祉論				○	○
7	知的障害者福祉論				○	○
8	精神障害者保健福祉論				○	○
9	児童・家庭福祉論			○	○	○
10	地域福祉論		△	○	○	○
11	社会福祉援助技術論		△		○	○
12	生活保護制度演習		△		○	○
13	介護概論				○	○
14	医学一般					○
15	大阪府の健康福祉課題	○	○	○	○	○
16	コミュニティソーシャルワーク技術論	○	○	○	○	○
17	コミュニティソーシャルワーク技術演習	○	○	○	○	○
18	人権	○	○	○	○	○
19	コミュニティソーシャルワーク現場実習	○	○	○	○	○

(注) ○は受講科目、△は受講することが望ましい科目（推薦科目・93時間）とする。